

## 払戻金制度に関する事項

当社は、払戻金制度を設けております。

入社日から一定の期間内に求職者が本人の責めに基づく解雇または自己都合により退職したときは、求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還いたします。

1. 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%を返金
2. 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%を返金
3. 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 30%を返金

上記金額には消費税は含まれておりません。

許可番号 39-ユ-300062

事業所の名称及び所在地 高知インターナショナルビジネス株式会社

高知県四万十市中村大橋通 7-7-7

